

電波遮へい対策事業（医療機関向け）に関する 来年度以降の整備方針（案）

「医療機関における携帯電話の利用環境整備の在り方に関する作業班」での議論を踏まえ、来年度以降の整備方針（案）を以下のとおりとする。

（1）対象について

①対象とする病院

- ・ 公益性が高く、災害時に重要な役割を果たす基幹災害拠点病院（現行どおり）及び地域災害拠点病院を対象とする。
- ・ 医療施設の開設主体については、新たに民間病院も対象とする。
※これまで対象としていなかった、民間病院の開設した基幹災害拠点病院も新たに対象とする。
- ・ 電波のつながりにくさを考慮し、規模の大きな病院（例えば、病床数300床以上の病院等）を優先することとする。さらに、災害時に特に役割が高まることを考慮し、大規模な災害が想定されるエリア（南海トラフ等）を優先する。
- ・ 病院の負担割合については、「医療機関の経営状況や設置主体によっては、医療機関側の負担は要しない」ものとする。（現行どおり）

②本事業で整備を実施する条件について

- ・ 対象病院の中から、
 - ① 病院の要望
 - ② 携帯電話の電波環境
 - ③ 各携帯電話事業者の合意を踏まえて、実施することとする。
- ・ 各携帯電話事業者は、事業の趣旨及び病院の要望等に配慮し、事業の合意形成にあたっては可能な限り、協力を行うこととする。

（2）毎年度の事業規模

これまで、1年間に約4～5病院に対して対策を開始していた。

来年度以降は、これまでの対策事業で培われた経験を活かしながら、作業を効率化することで、1年間に約6～8病院に対する対策を開始することを目指す。

（3）今後の整備目標について

新しい無線システム（5G等）については、整備にあたって事業者共用装置の開発が

必要となることから今後の課題とし、幅広い利用者のニーズに応える観点から、まずは4G環境の整備を優先する。

今後、5G等の適用について検討する際には、当該システムによって実現可能となる遠隔医療等のユースケースも考慮した上で、利用者の要望等を踏まえた適用を視野に入れることとする。

以 上